

諸証明書を請求される方へ

～諸証明交付申請に当たっての留意事項～

1. 諸証明交付申請書を提出する際に必要なもの

諸証明交付申請書を提出するために来所される際には、次のものを持参してください。

(1) 本人確認書類

- ① ご本人（法人の場合は代表者本人）又は代理人本人であることを確認できる以下に掲げる本人確認書類

本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かりますのでご注意ください。

※有効期限のある本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。

※本人確認書類に記載された識別番号等を控えさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

1枚の提示で足りるもの	2枚の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none">・運転免許証・個人番号カード・住民基本台帳カード(顔写真付き)・旅券(所持人記入欄あり)・在留カード・特別永住者証明書・その他国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書(顔写真付き)※1	<ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳カード(写真なし)・各種健康保険の被保険者証・各種年金証書等・上記に掲げる書類を除く、国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書(写真なし)※2・学生証、法人が発行した身分証明書(写真付き)※2

(注) 1. 「※1」を表示した本人確認書類は、氏名及び住所が記載されたものに限ります。

2. 「※2」を表示した本人確認書類は、「※2」を表示していない2枚の提示が必要な本人確認書類と組み合わせてご提示ください。「※2」を表示した本人確認書類のみを2枚以上ご提示いただいても本人確認はできませんので、ご注意ください。

(2) ご本人（法人の場合は代表者）からの委任状

代理人の方（ご家族、代表者以外の役員、従業員の方を含む。）が来所される場合に必要です。

委任状の自署または記名押印により委任事実の確認を行っておりますので、委任状には、必ず、ご本人が自署または記名押印（法人の場合は代表者の署名または代表者の記名と印鑑を押印）してください。

なお、委任事実を本人に電話で確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

【お願い】

諸証明書は、お客様の大切な情報を証明するものですから、窓口にお越しになった方の確認等を厳格に行わせていただいておりますので、ご協力をお願いします。